

# 新潟県知事選挙ポスター掲示板等賃借契約書

魚沼市（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●●●（以下「受注者」という。）との間において、次の条項により賃借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

（賃借物件）

第2条 受注者は、その所有するポスター掲示板（支柱、金具等の補助材を含む。以下「賃借物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者は、これを令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙の賃借物件として賃借をする。

材質	数量	規格	強度
アルミ複合板(表面は、なめらかであり、ポスターを両面テープ等で貼り付けるのに妥当なものとする。)	223 基	概ね縦 900mm×横 1,800mm の 2 段 6 区画で標題部付	ポスター掲示板として、風雨に耐え得るものとする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、令和8年4月16日から令和8年6月10日までとする。

（賃借期間）

第4条 賃借期間は、賃借物件の納入の日から搬出の日までとする。

2 選挙の期間が当初の想定と異なった場合は、双方の協議により賃借期間を変更することができる。ただし、賃借期間を変更した場合でも契約金額の変更は行わないものとする。

（賃借物件の納入及び回収）

第5条 受注者は、賃借物件を発注者が定める期日までに、発注者が指定する場所に納入し、ポスター掲示場の撤去の完了後から速やかに搬出するものとする。

2 発注者は、受注者から賃借物件の納入があったときは、これを検査し、合格と認めたものに限り受領するものとする。

3 検査の方法は、発注者の任意とし、その決定に対しては異議を申し立てることができない。

4 検査の結果不合格のものがあったときは、受注者は発注者の指定する期日までに完全なものを納入しなければならない。

（賃借料及び支払い方法）

第6条 この契約に定める賃借料の額は、●●●●●●●●●●円(うち消費税及び地方消費税●●●●●●●●を含む。)とする。

2 発注者は、賃借期間を終了し、ポスター掲示板及び設置に必要な付属品が搬出された後、適法な支払請求書を受領したときから30日以内に支払うこととする。

（特別な状況下の措置）

第7条 発注者が公職選挙法第144条の3の規定に基づき、公営ポスター掲示場を設置しない旨の告示をしたときは、その時点において契約が終了したものとみなす。

2 前項の場合の賃借料の額は、その時点において発注者受注者協議のうえ積算した額とし、前条第2項の例により支払うものとする。

(契約の解除及び弁償)

第8条 発注者は、受注者がこの契約を履行しないときは、いつでも契約を解除することができる。

2 前項の場合において、受注者がその不履行にともない発注者に損害を与えた場合は、賃借料の額を限度額とし、発注者が被った損害額を弁償しなければならない。

(賠償)

第9条 受注者は、この契約履行上、第三者に損害を与えたときは、その損害額を弁償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第10条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(他法令等の準用)

第11条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は魚沼市財務規則を準用するものとする。

(その他)

第12条 この契約及び前条に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成して、発注者受注者各1通を保有する。

この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成した場合において、この契約に施された電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が記載の締結の日以後のときにあつては同日に遡って効力を生ずるものとする。

令和8年4月16日

発注者 新潟県魚沼市小出島910番地

魚沼市長 内田 幹夫

受注者